

手順書名	改訂日	作成	ページ
研究倫理研修業務手順書	2017/05/30	東京大学医科学研究所研究倫理支援室	1/4

# 東京大学医科学研究所 研究倫理研修に関する手順書

## 第2版

制定日：平成28年4月1日

改訂日：平成29年5月30日

承認：東京大学医科学研究所長

平成29年5月30日

手順書名	改訂日	作成	ページ
研究倫理研修業務手順書	2017/05/30	東京大学医科学研究所研究倫理支援室	2/4

## 目次

I	手順書.....	3
II	倫理研修の種類.....	3
III	研究者等の責務.....	3
IV	受講証の交付.....	3

### 改訂履歴

版	改訂日	改訂箇所
2版	平成 29 年 5 月 30 日	大学院生の倫理研修受講に関する方針の変更
	平成 年 月 日	

手順書名	改訂日	作成	ページ
研究倫理研修業務手順書	2017/05/30	東京大学医科学研究所研究倫理支援室	3/4

## I 手順書

- I-1 この手順書は、東京大学医科学研究所（以下「研究所」という。）において、人を対象とする医学系研究を行う研究者に対する研究倫理に関する研修（以下「倫理研修」という。）の実施及びそれに関し必要な事項を定めることを目的とする。
- I-2 本手順書の作成及び改訂は、東京大学医科学研究所研究倫理支援室（以下「研究倫理支援室」という。）が行う。本手順書及びその改訂についての承認は、東京大学医科学研究所長（以下「所長」という。）が行う。

## II 倫理研修の種類

- II-1 所長は、次の各号に掲げる二種類の倫理研修を開催するものとする。
- ① 新規受講者研修
  - ② 更新受講者研修
- II-2 所長は、II-1の倫理研修会の実施を研究倫理支援室に委嘱する。
- II-3 研究倫理支援室は、II-1第1号及び第2号の倫理研修を毎年度1回以上開催するものとする。

## III 研究者等の責務

- III-1 研究所に所属する研究者等（研究責任者、研究者、技術専門員、技術専門職員、学術支援専門職員、技術補佐員、事務補佐員等。以下同じ。）で、人を対象とする医学系研究に従事しようとする者は、研究に従事する前に、II-1第1号の「新規受講者研修」を受講しなければ、研究に従事することはできない。なお、大学院生は、II-1第1号の倫理研修の受講に代えて、全学又は医学系研究科が主催する倫理研修、もしくはそれに相当する倫理研修を受講してもよい。
- III-2 研究所に所属する研究者等で、人を対象とする医学系研究に従事する者は、III-1の倫理研修を受講した後は、各年度1回以上II-1第2号の「更新受講者研修」を受講しなければ、人を対象とする医学系研究に従事することはできない。なお、大学院生は、II-1第2号の倫理研修の受講に代えて、各年度1回以上、全学又は医学系研究科が主催する倫理研修、もしくはそれに相当する倫理研修を受講してもよい。
- III-3 研究者等は、倫理審査申請に際して、IV-1又はIV-2の受講証の写しを添付するものとする。なお、全学又は医学系研究科が主催する倫理研修、もしくはそれに相当する倫理研修を受講した大学院生は、その受講を証明するものを添付しなければならない。

## IV 受講証の交付

- IV-1 所長は、II-1の倫理研修受講者に対し、別に定める様式による受講履歴を記録した受講証を交付するものとする。受講証の交付を受けた研究者等は、受講証を適切に保管しなければならない。
- IV-2 III-1又はIII-2に該当する者で、倫理研修を受講していない者が人を対象とする医学系研究に従事しようとする場合、該当する研修会を撮影したDVDを視聴することで「仮受講証」の交付を受けることができる。「仮受講証」の有効期限は、次回の倫理研修会開催日までとする。

手順書名	改訂日	作成	ページ
研究倫理研修業務手順書	2017/05/30	東京大学医科学研究所研究倫理支援室	4/4

附 則

この手順書は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

本手順書は、平成29年5月30日から施行する。